（試験科目の免除）

第八条の八　登録試験機関は、試験を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けようとする者の申請により、消費生活相談の実務に関する科目につき試験の一部を免除することができる。

一　受験申込書を提出する際現に消費生活相談の事務に従事している者

二　受験申込書を提出する際現に、消費生活相談の事務に従事することが既に決定されている者

三　受験申込書を提出した日から遡って五年間において、消費生活相談の事務に通算して一年以上従事していた者

2　登録試験機関は、試験を受けようとする者が次の各号のいずれにも該当する場合には、試験を受けようとする者の申請により、消費生活相談の実務に関する科目につき試験の一部を免除することができる。

一　次に掲げるいずれかの資格を有すること。

イ　独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）が付与する消費生活専門相談員の資格

ロ　一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

ハ　一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

二　景表法等改正等法附則第三条第二項に規定する講習会の課程を修了したこと。

3　登録試験機関は、第一項又は前項の規定により消費生活相談の実務に関する科目につき試験の一部を免除する場合には、免除する内容を法第十一条の十五第一項に規定する試験業務規程（以下「試験業務規程」という。）において定めなければならない。

（法第十一条の二第一項の規定による情報提供に係る手続等）

第八条の九　法第十一条の二第一項の規定により情報の提供を求める地方公共団体の長は、次に掲げる事項を記載した申出書を消費者庁長官に提出するものとする。

一　当該求めをする地方公共団体の名称

二　当該求めに関する事務に従事している者の職名及び氏名

三　提供を求める情報を取得した年度その他の当該情報を特定するために必要な事項

四　提供を求める情報の利用場所及び管理方法

五　提供を求める情報の利用目的

六　提供を求める情報を利用する期間

七　前各号に掲げるもののほか、第八条の十第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他消費者庁長官が必要と認める事項

2　消費者庁長官は、前項の規定により提出された申出書に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該申出書を提出した地方公共団体の長（以下次条において「地方公共団体の長」という。）に対して、説明を求め、又は当該申出書の訂正を求めることができる。

第八条の十　消費者庁長官は、前条第一項の求めがあったときは、消費者安全の確保のために必要であると認められる場合であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるときには、地方公共団体の長に対し、法第十一条の二第一項に規定する情報を提供することができる。

一　当該情報を、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の法第十一条の三に規定する消費者安全確保地域協議会における必要な取組のためにのみ用いること。

二　当該情報を適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

2　消費者庁長官は、法第十一条の二第一項に規定する情報を提供しようとする場合は、地方公共団体の長に対し、その旨を通知するものとする。

第八条の十一　消費者庁長官は、必要があると認めるときは、法第十一条の二第一項の規定により情報の提供を受けた地方公共団体の長に対し、当該情報の利用及び管理の状況に関し必要な報告を求めることができる。

第八条の十二　法第十一条の二第一項の規定により情報の提供を受けた地方公共団体の長は、当該情報を用いて行った取組が終了したときは、遅滞なく、当該取組の成果の概要その他の当該情報を利用した実績に関する事項を記載した利用実績報告書を消費者庁長官に提出するものとする。

2　法第十一条の二第一項の規定により情報の提供を受けた地方公共団体の長は、当該情報の利用が終了したときは、速やかに、当該情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件を廃棄するものとする。

（法第十一条の二第一項の規定により提供する情報）

第八条の十三　法第十一条の二第一項に規定する内閣府令で定める情報は、国の行政機関が特定商取引に関する法律の規定に違反する行為についての調査により取得した消費生活上特に配慮を要する購入者等の情報のうち、氏名、住所その他消費者庁長官が必要と認めるもの（同法の適正な執行に支障を及ぼさないと認められる場合に限る。）とする。

（法第十一条の二第二項の規定による情報提供に係る手続等）

第八条の十四　第八条の九から第八条の十二までの規定は法第十一条の二第二項の規定による情報の提供について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条の九第一項各号列記以外の部分	内閣総理大臣	他の地方公共団体の長	
第八条の九第一項第七号	消費者庁長官	当該他の地方公共団体の長	
第八条の十第一項各号	第八条の十第一項各号	第八条の十四において準用する第八条の十第一項各号	
第八条の九第二項	消費者庁長官	当該求めを受ける地方公共団体の長	
	次条	第八条の十四において準用する次条	
第八条の十第一項	消費者庁長官は、前条第一項の申出があったときは	第八条の十四において準用する前条第一項の求めを受けた地方公共団体の長は	
第八条の十第二項	消費者庁長官	第八条の十四において準用する前条第一項の求めを受けた地方公共団体の長	
第八条の十一	消費者庁長官	第八条の十四において準用する前項の求めを受けた地方公共団体の長	
	法第十一条の二第一項の規定により情報	法第十一条第二項の規定により情報を提供した地方公共団体の長	
第八条の十二第一項	消費者庁長官	当該情報	
		当該情報を提供した地方公共団体の長	